

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法		法令番号	昭和53年法律第36号		
手続名	信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程の承認の取消し		根拠条項	第113条第3項		
処分基準	<p>第113条第3項の規定による信託規程等の承認の取消しを行うに当たっては、組合員、所属員等の利益を保護する観点から、同項の「特に重要な事項に違反」するか否かを判断するものとする。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次No.	33